

〔キャッシュバックの企画の可否〕

Q. 新車や中古車をご成約されたお客様を対象に、もれなく車両価格から10万円をその場でキャッシュバックするキャンペーンを実施したいのですが、可能でしょうか？

【問題となる広告表示の例】

期間内に新車、中古車ご成約のお客様全員に

10万円キャッシュバックキャンペーン

9月1日(土)～7日(金)まで

A. キャッシュバックなどの方法により現金の割り戻しを行う行為は、正常な商慣習に照らし、値引きに該当します。広告等において、車両価格からキャッシュバックする旨、また、値引きする旨を表示し実施する場合、新車については、車両の品質等の同一性が担保できることから可能です。

しかし、中古車については、品質の劣化や、車検残及び自賠責・自動車税未経過分の減少等により経済価値が下落する等、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であることから、当該表示は一般消費者に実際のものよりも著しく有利であると誤認される不当表示に該当するおそれがあります。

そのため、本企画については、新車の成約者のみを対象として実施し、中古車の成約者に対しては、景品規制の範囲内の景品をプレゼントするなど、内容を変更してください。